

令和7年6月10日

第24回水俣市農業委員会

第24回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和7年6月10日
開会 9時30分
閉会 9時45分
- 3 出席委員
農業委員 13名
1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 12番 前田 仁 君
5番 淵上 正嗣 君 13番 山下 隆敏 君
6番 寒川 勝 君 14番 鬼塚 浩三 君
7番 山内 英明 君
推進委員 14名
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 11番 廣島 康雄 君
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議題77号 農用地利用集積等促進計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
主幹 遠山 悦史
主任 山本 千夏
主任 竹下 侑志

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第24回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、11番、廣島委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、9番、戸次委員、10番、稲田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、9番、戸次委員にお願いします。</p>
<p>9番委員 (戸次治夫君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 1件ございます。 転用目的は、記載のとおりです。 表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページからになります。 2件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、1番、2番ともに、当該農地を自己管理するため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。 汐見町地区、丸島町地区の農地となります。 以上で、報告事項を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第77号、農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。 関係委員の説明を、お願いします。</p>
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員をお願いします。
3番委員	<p>農用地利用集積等促進計画の申出、更新の1番について、説明いたします。 議案書は6ページをご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人は議案書に記載のとおりです。 土地の所在も議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に田で、面積は、3筆合計2,654㎡です。 始期終期は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、利用権の種類は、賃借権です。 借賃は、議案書に記載のとおりです。 転借人、記載のとおりですが、経営面積は、借入地が36,394㎡となっており、農業従事者は3名。 65歳未満の従事者はいません。 転借人は、主に地区の農作業の受託を行っています。 貸人については、高齢で農作業が出来ないし、息子さんも遠方にいるとのことでした。 申出地は、8ページをご覧ください。 6月9日に現地調査を行いました。 昨日、代掻きをしており、今年も水稻を作るとのことでした。 よって、農地中間管理事業の推進に係る、法律18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	新規の1番は、私が担当しますので説明します。
1番委員 (坂本隆司君)	<p>議案書の7ページをご覧ください。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は記載のとおりです。 2筆あります。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、2筆合計で2,097㎡です。 始期終期は、令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間。 利用目的は、そら豆です。</p>

	<p>利用権の種類は、使用貸借権。 借人のほうは、新規就農でやっております。 申請地は、9ページをご覧ください。 この農地は、3年前に最初に借りておられた人は、病気で辞めており、その後を申請人が引き継いでおられ、今回申請になったわけです。 下のほうは、借りていましたが耕作されておらず、茅が茂っておりましたが、今朝、見てきましたが、草も払ってあり耕運機もかけてありました。 借人のほうも、色々と作ってありまして、去年は玉葱の作付けが遅くて、そら豆も遅かったので、そら豆の収穫が出来なかったということです。 南向きで良い所ですから。 南福寺にもそら豆を作っていたのですが、収穫が遅いので、その後のトウモロコシも作付けが出来ない状況でした。 そら豆は、今年も、800円から900円の高単価でいっていますので、収入の良い作物です。 畑も借りてありますが、それを回すように、他地区のほうも玉葱を植えて、スイートコーン等に移していくように出来るのかなと思っています。 マルチを張っていくので、苦情がでているような相談がありましたが、そちらのほうも、そら豆部会のほうから補助金が出まして、玉葱以外は、生分解に変えてしまいました。 スイートコーンも収穫した後は、ハンマーナイフで切り、鋤き込んでいきます。 その期間が3ヶ月ほどあるので、玉葱を植える頃には無くなって綺麗になります。 川に流れるという苦情もありましたが、水が入らないから川に流れることもありません。 試行錯誤で頑張っています。 野菜農家の、水俣のリーダーとして、育て上げていかなければならない人物です。 よって、農地中間管理事業の推進に係る、法律18条第5項の各要件は満たしていますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>10番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>10番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>議題77号、農用地利用集積等促進計画の申出、新規2について御説明いたします。 議案書の7ページをご覧ください。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、議案書に記載に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田となっております。 面積は、910㎡。 始期終期は、令和7年8月1日から令和17年7月31日までの</p>

	<p>10年間です。 利用目的は、水稻栽培。 借賃は、議案書のとおりで無償です。 利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、地図の10ページをご覧ください。 申請地は先日調査しましたが、こちらは既に田植えも終わり、綺麗に管理されていました。 借人は、水稻を主に栽培されています。 畑もありますが、ここ最近、鳥獣害、特に猪の被害が酷く、専ら草刈りだけをされているそうです。 農作業就業日数も、年間250日以上と頑張っておられます。 よって、農地中間管理事業の推進に係る基準法律、第18条第5項の条件は満たしており、各要件と照らし合わせたところ、特に問題ないと考えられますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第77号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第77号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第24回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員